

昭和13年8月2日〜昭和18年8月1日生まれで
国民健康保険に加入している方へ

新しい「高齢受給者証」を7月16日に発送します

世帯主宛てにお送りします。7月23日(火)までに届かない方はご連絡ください。7月31日(水)までは、現在の高齢受給者証(有効期限：平成25年7月31日)をお使いください。8月1日(木)からは、新しい高齢受給者証と国民健康保険証をお使いください。

75歳からは後期高齢者医療制度(下記)の対象です。新しい高齢受給者証の有効期限は、26年7月31日までに75歳になる方は「誕生日の前日」、それ以外の方は「平成26年7月31日」です。25年8月中に75歳になる方の有効期限は誕生日の前日までです。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146・FAX(3209)1436へ。

高齢受給者証の一部負担金(自己負担)の割合は、前年の所得に応じて毎年判定し、8月から適用します。一部負担金の割合の判定基準は次のとおりです。

一部負担金の割合の判定基準

同じ世帯の70歳〜74歳の国民健康保険加入者のうち、25年度の住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「2割」(26年3月31日までは1割)、いる場合は「3割」負担です。ただし、収入額による特例(左記のA、一部負担金の割合の緩和措置(下記のイ)があります。

A 収入額による特例

一部負担金の割合が「3割」となる方のうち、24年中の収入が収入基準額(★)に該当する場合は、申請により「2割」(26年3月31日までは1割)となります。

★収入基準額：同じ世帯の

65歳以上の方へ

介護保険料納入通知書を7月16日に発送します

7月23日(火)までに届かない方はご連絡ください。

25年度の介護保険料は、24年中の所得に基づく25年度の住民税課税状況と、25

70歳〜74歳の国民健康保険加入者が1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満

一部負担金の割合の緩和措置

一部負担金の割合が「3割」となる方のうち次のすべてに該当する方は、申請により「2割」(26年3月31日までは1割)となります。

▼世帯の70歳〜74歳の国民健康保険加入者が1名で、その方の25年度の住民税の課税標準額が145万円以上かつ24年中の収入金額が383万円以上

▼同じ世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいて、70歳〜74歳の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度に移行した方との収入の合計額が520万円未満

※A・イに該当する可能性のある方には、新しい高齢受給者証に「基準収入額適

世帯全員が

住民税非課税の方へ

医療機関等の窓口で支払う金額がそれぞれの自己負担限度額までとなるほか、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は申請してください。

【申請先】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

状況で計算しています。

※この納入通知書は、東京都シルバーパス購入の際に「所得の確認書類」となります。必要な方は大切に保管してください。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273)4597・FAX(3209)6010へ。

後期高齢者医療制度に加入している方へ

後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害により、任意で加入している方は65歳以上)の方が対象の制度です。

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4562・FAX(3203)6083へ。

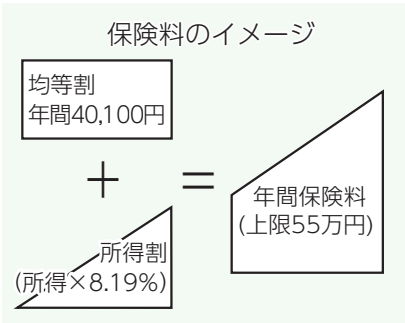
25年度の保険料のお知らせを7月18日に発送します

後期高齢者医療制度に加入している方で、7月25日(木)までに届かない方はご連絡ください。保険料の計算方法は、同封の「後期高齢者医療制度のしくみ」「後期高齢者医療制度の保険料について」でご案内しています。24年分の所得の申告(所得税・住民税)が遅れた方、新宿区以外の住所で住民税が課税されている方、所得の申告をしていない方は、後日、保険料が変更になることがあります。所得の申告は、お早めをお願いします。

保険料のしくみ

保険料は、均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」の合計です(右図)。

- ▶保険料の上限(賦課限度額)は55万円です。
- ▶均等割・所得割は、所得によって軽減される場合があります。
- ▶後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(会社の健康保険組合・共済組合等)の被扶養者だった場合には、軽減措置があります。



保険料は原則として年金からの引き落としです

介護保険料が年金から引き落とされていて、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方の保険料は、原則として年金からの引き落としです。

◎年金から引き落としにならない場合

次の方は納付書や口座振替(自動払込)での納付となります。

- ▶25年7月1日以降に75歳になった方
- ▶25年4月1日以降に新宿区に転入された方
- ▶本人の申し出により口座振替(自動払込)に変更した方

◎年金からの引き落としを口座振替(自動払込)に変更できます

「保険料納付方法変更申出書」を高齢者医療担当課へ郵送またはお持ちください。「保険料納付方法変更申出書」が8月2日(金)までに届いた方は、10月から年金引き落としを中止します。その後に届いた方は、12月以降に中止します。

25年度から新たに年金からの引き落としの対象になる方には、保険料のお知らせに「保険料納付方法変更申出書」を同封しています。変更申出書が必要な方は、ご連絡ください。

保険料の納付方法

下表の3つの方法でお支払いいただきます。

	25年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年1月	2月	3月
25年度に新たに年金引き落としになる方	徴収なし	徴収なし	徴収なし	銀行等で支払い	銀行等で支払い	銀行等で支払い	年金引き落とし	銀行等で支払い	年金引き落とし	銀行等で支払い	年金引き落とし	銀行等で支払い
25年度は銀行等で支払う方							銀行等で支払い		銀行等で支払い		銀行等で支払い	
以前から年金引き落としで25年度も継続する方	年金から仮徴収		年金から仮徴収		年金から仮徴収		年金引き落とし		年金引き落とし		年金引き落とし	

※「年金引き落とし」は公的年金からの引き落としによる納付です。

※「銀行等で支払い」は金融機関やコンビニエンスストアなどでの納付書での支払いまたは口座振替(自動払込)による納付です。

こんな電話は詐欺！★ 息子や孫を装い「トラブル解決にお金が必要」などと電話をかけてきた犯人に 自宅や指定の場所でお金をだまし取られる被害が多発 ★ 不審な電話は迷わず110番！